

第11次鳥獣保護事業計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

平成24年5月23日
公園自然課

1 パブリックコメントの募集等

第11次鳥獣保護事業計画（案）について、以下のとおり県民の皆様から意見を募集しました。

- (1) 募集期間 平成24年2月20日（月）から3月8日（木）まで
- (2) 周知方法 チラシ及び条例案の概要資料を県ホームページで公開すると共に、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び市町村役場において配布。
また、新聞掲載を実施。
- (3) 応募件数 5件

2 意見の内容と県の考え方

意見の内容	県の考え方
里に出てきた熊は全て殺処分とする。	特定鳥獣保護管理計画に基づき対応するものとしています。
熊・動物園を作り、わなにかかった熊はそこに持って行く。	特定鳥獣保護管理計画に基づき対応するものとしています。
沢山の熊はいらない、命の保障・安心して暮らせる生活がほしい。	特定鳥獣保護管理計画に基づき対応するものとし、引き続き合意形成に努めていきます。
熊を殺さないで。	特定鳥獣保護管理計画に基づき対応するものとしています。
動物が山から出てくるのは理由がある。動物が居着ける森を作って。	特定鳥獣保護管理計画に基づき対応するものとしています。 既存の研究から森林造成だけで動物が山から出て来なくなる訳ではありません。森林の造成も重要ですが、人里への出没には里山の整備、誘引物除去、個体数管理等総合的な対策が必要です。